

令和8年度 若年技能者人材育成支援等事業 推進計画

岐阜県職業能力開発協会
岐阜県技能振興コーナー

ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務	
1.ものづくりマイスターの開拓	協会会員の業界団体・企業等に広報を行うと共に情報収集を行います。派遣実績やものづくりマイスターの年齢等を配慮し職種開拓の優先順を決め取組めます。長年ものづくりマイスターとして貢献頂いた方を協会表彰します。新規認定職種については、センターと連携して指定試験機関・職種団体に周知します。
2.ものづくりマイスターに対する研修	対象者に対して指導技法等講習を実施します。
ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務	
1.若年技能者の人材育成に係る相談・援助	岐阜県職業能力開発協会に岐阜県技能振興コーナーを設け、若年技能者の人材育成に係る相談・援助を行います。コーナーホームページで事業情報を発信します。
2.ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施	①中小企業・業界団体 協会会員の業界団体・企業、連携会議委員の所属団体、工業団地・協同組合の事務局、商工会議所等を通じ広報（新規開拓）を行います。要請を受け、実技指導を実施します。 ②工業高等学校等 工業類系を持つ普通高校、大学・専門学校等に広報（新規開拓）を行います。要請を受け、実技指導を実施します。
3.若者に対する「ものづくりの魅力」発信	①若者サポートステーション：要請を受け、職員と十分に協議の上、体験教室等を実施します。 ②小中学校等：要請を受け、講義（＋製作実演、体験教室等）を実施します。 ③不特定多数の者を対象：コーナーの計画立案により、周知を徹底し体験教室等を実施します。
地域における技能振興事業	
1.技能五輪全国大会の予選の実施等	①技能五輪全国大会の予選（造園）の実施：業界団体・学校へ広報し、実施します。 ②技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施：選手・指導者の参加旅費・道具等の運搬費を援助します。
2.卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	岐阜県での被表彰者に対してセンターと連携して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。
3.「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えます。
地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
1.連携会議の設置・開催	連携会議を設置・開催し、関係機関から協力が得られる様に運営します。
2.都道府県労働局との連携	大学や専門学校等の教育機関（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、岐阜県労働局職業安定部と連携の上、開拓します。

以上